

MHM Asian Legal Insights

第 42 号 (2015 年 6 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 文士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インドネシア : ルピア通貨の使用強制—非現金決済についてもルピア使用義務の対象に—
2. フィリピン : 外国投資規制—出資割合の算定に関する重要判決—
3. タイ : 高速鉄道事業についての MOU 締結—PPP 法制の概要—

今月のコラム —インド駐在あるある—

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 42 号 (2015 年 6 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア：ルピア通貨の使用強制—非現金決済についてもルピア使用義務の対象に—

インドネシア中央銀行は、2015 年 3 月 31 日、インドネシア国内におけるルピア使用義務について定めた規則（17/3/PBI/2015、「新規則」）を制定し、また、2015 年 6 月 1 日、新規則の実施細則を定める通達（No. 17/11/DKSP、「通達」）を発行しました。インドネシアにおいては、2011 年に制定された通貨法により、現金決済、すなわち物理的な現金の授受を伴うインドネシア国内における決済取引については、ルピアの使用義務が従前より規定されていましたが、今般、新規則の制定により、現金決済のみならず非現金決済についてもルピア使用義務の対象となることが明確化され、また、ルピア使用義務の適用が除外される対象についても大要以下の通り規定されました。

1 ルピア使用義務の対象となる取引

新規則の下では、現金決済・非現金決済を問わず、インドネシア国内において行われるすべての決済取引に関する契約についてはルピア建てで締結する必要があり、また、それらの決済もルピアで行う必要があります。

加えて、新規則は、すべての企業はその提供する物・サービスの見積もり（オンラインメディア、パンフレット又は掲示板といったマーケティング媒体によるものを含

MHM Asian Legal Insights

みます。)をルピア建てで作成しなければならない旨定めています(但し、下記の適用除外の対象となる取引については、外貨建てでの見積もりを作成することも認められています。)。さらに、通達は、ルピア建てでの見積作成を義務付けるのみならず、ルピア以外の外貨との併記も禁じています。外貨との併記が禁止される対象として、(a) 値札、(b) サービスへの報酬、(c) 不動産賃料、(d) 港湾における積荷下ろし料金等の料金、(e) レストランのメニュー等の価格表、(f) 契約書、(g) 申込み、注文若しくは請求に関する書類、(h) 領収証、又は(i) 電磁的媒体(e-コマース)における価格表示が列記されています。

新規則及び通達の下では、インドネシア現地法人とインドネシア国内の取引先との間の見積書・請求書についてもルピア建てとする必要がある点に注意が必要です。

この非現金決済に関するルピア使用義務の規定は2015年7月1日から施行されます。同日以前に締結された契約に基づく非現金決済は、当該契約の期間内に限り、ルピア以外の通貨による決済を行うことができますが、当該契約の延長や変更(通達によれば、2015年7月1日以降に行われる、当該契約の当事者、物・サービスの価格又は契約対象に関する変更)に関しては、新規則の適用を受け、ルピアの使用が義務付けられます。また、通達によれば、同日以前に締結された契約に関する派生契約その他の文書(注文書・配送書等)についてもルピア使用義務の対象外となります。

2 適用除外

新規則の下では、①国家予算に関する取引、②外国貿易取引(インドネシア国外との輸出入取引、一定のクロスボーダーのサービスの取引)、③外国との金融取引、④銀行への外貨預金、⑤一定の法律に基づくその他の外貨建取引等についてはルピア使用義務の適用対象外とされています。

さらに、通達においては、「特殊事情を有する企業」に関する例外についても規定されており、ルピア使用義務の順守が困難な一定の企業については、以下の事情を勘案の上、インドネシア中央銀行が定める特別なポリシーが適用され、ルピア使用義務が免除される余地があるものとされました。

- (a) 企業側の準備：ルピア使用義務により当該企業のシステム・事業プロセスに本質的な変更が必要となるか
- (b) 事業の継続性：ルピア使用義務を直ちに適用することにより事業継続性が脅かされるか
- (c) 投資活動：ルピア使用義務を直ちに適用することにより、それ以降の一定期間も外国投資が必要となる事業が妨げられるか
- (d) 国家の経済成長に特別な影響を及ぼす事業であるか

この適用除外規定により、特殊事情を有する企業については、ルピア使用義務が免除されることになるものと思われませんが、どのような企業が、どのような条件・期間において、どのような範囲でルピア使用の義務を免除されるか否かについては、今後

MHM Asian Legal Insights

の実務の動向を注視する必要があります。

3 罰則

現金決済におけるルピア使用義務違反については、通貨法の定めに従い、1年以下の禁固（個人の場合のみ）、2億ルピア（現在の為替レートで約185万円。なお、法人の場合には1/3を上限として加重可能）以下の罰金、事業許可の取消し及び／又は資産の没収が科せられる可能性があります。これに対し、非現金決済におけるルピア使用義務違反については、警告書の交付、取引金額の1%（10億ルピア（現在の為替レートで約920万円）が上限）の罰金及び／又は支払取引の禁止の制裁が科せられるとともに、インドネシア中央銀行より、所轄機関に対し、事業許可の取消し又は事業活動の停止の勧告が行われる可能性があります。

上記のとおり、この新規則及び通達は、契約代金等の支払や契約書・見積書・請求書の作成等、インドネシア現地法人の日常的なオペレーションにも大きな影響を与える内容となっておりますので、ご留意いただければと思います。

弁護士 埴 晋
☎ 03-6212-8362
✉ susumu.hanawa@mhmjapan.com
弁護士 竹内 哲
(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8573
✉ tetsu.takeuchi@mhmjapan.com
弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919
✉ aki.tanaka@mhmjapan.com

2. フィリピン：外国投資規制—出資割合の算定に関する重要判決—

フィリピンでは、外国企業が一定の産業分野のフィリピン企業に投資する場合、外資規制上、フィリピン国民（フィリピン人、フィリピン人が60%以上出資する企業等を含みます。以下同じです。）による一定の出資割合が要求されますが、その出資割合の算定に関して、フィリピンの最高裁判所（第三小法廷）は、2015年1月28日に重要な判断を示しました（Narra Nickel Mining et al, vs. Redmont Consolidated Mines (G.R.No.195580)（「Narra Nickel 事件」））。以下では、まずフィリピンにおける外国投資規制の概要を説明した後、今回の最高裁の判断についてご説明します。

1 フィリピンにおける外国投資規制の概要

フィリピンでは、憲法、外国投資法等により、一定の産業分野について、外資の参入が禁止されていたり、フィリピン国民による一定割合の出資が要求されており、例

MHM Asian Legal Insights

例えば、Narra Nickel 事件において問題となった天然資源の採掘に関する事業については、憲法上、60%以上とされています。

2 Narra Nickel 事件

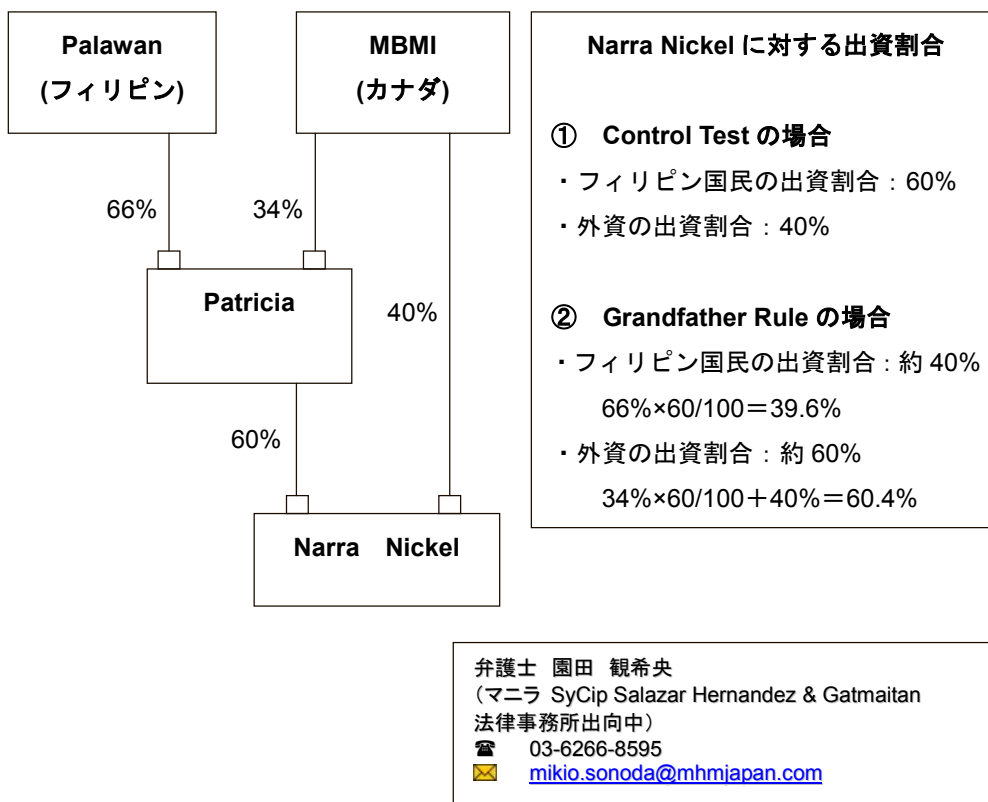
Narra Nickel 事件は、カナダ法人（MBMI）とフィリピン法人（Palawan）が、フィリピンにおいて天然資源の採掘に関する事業を行う Narra Nickel に対して、中間会社（Patricia）を用いて共同で出資を行っていた事案です（資本関係図については末尾の図表をご参照下さい。）。上記のとおり、外資規制上、Narra Nickel に対するフィリピン国民の出資割合が 60%以上でなければならないところ、中間会社が介在する場合に出資割合をどのように算定するかが争点となりました。

この論点については、Control Test と Grandfather Rule という 2 つの考え方があります。Control Test とは、出資割合の算定上、会社の直接の株主であるフィリピン国民の出資割合が 60%以上であれば、当該会社による出資すべてをフィリピン国民によるものとカウントする考え方です。これに対し、Grandfather Rule とは、会社の直接の株主を見るのではなく、その上のレベルの株主に遡り、フィリピン国民による間接的な出資割合に基づき判断する考え方です。Narra Nickel 事件において Control Test と Grandfather Rule をそれぞれ適用した場合の出資比率については、下記図をご参照下さい。

本事案において、フィリピン最高裁は、①通常は Control Test を適用してフィリピン国民の出資割合を判断すれば足りる、②但し、形式的に Control Test の要件を満たしていたとしても、フィリピン国民に実質的な利益や支配が帰属しているか疑わしい場合には、Grandfather Rule を適用すると判示しました。その上で、本件では、Palawan に対して株式は適法に発行されているにもかかわらず、Palawan は Patricia に対する出資金の払い込みを実際に行っておらず、カナダ法人たる MBMI が Narra Nickel に対する出資金の 99%を実質的に負担している点に着目し、フィリピン国民に実質的な利益や支配が帰属しているか疑わしいため、本件に Grandfather Rule を適用して Patricia に対するカナダ法人である MBMI による出資割合も勘案し、MBMI による出資が外資規制に違反するものであると結論付けています。

本ケースは、Control Test と Grandfather Rule の適用に関して 1 つの基準を示したものであり、外国投資規制における出資割合の算定を行う際に参考となると思われます。なお、本ケースは、最高裁大法廷への上訴がされており、引き続き事態の推移を注視する必要があります。

MHM Asian Legal Insights



3. タイ : 高速鉄道事業についての MOU 締結—PPP 法制の概要—

1 高速鉄道計画に関する覚書の締結

2015年5月27日、国土交通省及びタイ運輸省との間で、バンコク・チェンマイ間の高速鉄道計画(「本高速鉄道計画」)について、日本の新幹線技術を導入する方針や、その早期実現に向け詳細な事業性調査の協議を開始すること等を合意した覚書(「本覚書」)が締結されました。本覚書では、本高速鉄道計画に関する事項に加えて、メーソート・ムクダハン間(タイ西部とタイ東部を結ぶルート)の鉄道整備に関する事業性調査及び鉄道設備改良に関する技術支援等についても合意されています。

The Private Investments in State Undertakings Act B.E. 2556 (2013) (「PPP法」)に基づき作成された、公共事業への民間投資に関する5年間(2015年~2019年)の戦略計画(「ストラテジック・プラン」)によれば、高速鉄道計画は、PPP法に定められた手続に従って、官民共同事業(「PPP事業」)として行うこととされており、複数の日本企業が、本高速鉄道計画に関する事業への参加を検討することが予想されます。

そこで、本ニュースレターでは、PPP法の概要及びストラテジック・プランの概要をご紹介します。

MHM Asian Legal Insights

2 PPP法

(1) 概要

タイでは、PPP事業に関する初めての法律として、1992年に The Private Investments in State Undertakings Act B.E. 2535 (1992) (「旧 PPP 法」) が制定されており、旧 PPP 法の下で 40 件の PPP 事業が承認されています。もっとも、旧 PPP 法は、その主たる目的が PPP 事業の促進よりも汚職防止にあり、また、条文の記述があいまいで対象事業の範囲が不明確である等、内容として不十分であるとの指摘がなされていました。そこで、PPP 事業の選定・承認に関する手続の明確化及び合理化等を目的として、2013 年 4 月、PPP 法が新たに制定されました。

(2) 対象事業

PPP 法の対象事業は、原則として 10 億バーツ (現在の為替レートで約 37 億円) 以上の「公共事業」に対する「民間投資」とされています。PPP 法では、「公共事業」は、政府機関が法令上の実施義務を負う事業又は政府機関が保有する天然資源若しくは財産を利用する事業と定義されており、また、「民間投資」は、あらゆる方法による公共及び民間の共同投資、又はライセンス若しくはコンセッション等を付与することによる民間の単独投資と定義されています。

上記のとおり、PPP 法上、対象事業の種類及び事業方式は特に限定されておりませんが、PPP 事業として行うことが適切であると政府が考える事業の種類及び優先度等については、PPP 政策委員会により作成されるストラテジック・プランの中で規定することとされています。

(3) ストラテジック・プランの概要

ストラテジック・プランは、PPP 法に基き PPP 政策委員会により作成される、公共事業への民間投資に関する 5 年間の戦略計画であり、PPP 事業として行うことが適切な事業の種類、投資額及び優先度等が示されています。PPP 法上、各政府機関は、ストラテジック・プランの方針に従って PPP 事業の検討及び提案を行うこととされています。ストラテジック・プランは、2015 年 5 月 26 日に内閣により承認されており、近日中に官報に掲載される予定です。

ストラテジック・プランでは、PPP 事業として行うことが適切な事業として、20 種類の事業が示されており、そのうち 6 事業 (都市部における鉄道事業及び高速道路事業、高速鉄道事業、高速インターネット事業等) については、PPP 事業として行うことが義務付けられています。また、残りの 14 事業 (物流配送センター事業、都市間高速道路事業等) については、PPP 事業として行うことが義務ではないものの、PPP 事業として行うことが推奨されています。

(4) 対象事業の承認プロセス

対象事業の承認プロセスの概要は以下のとおりです。

MHM Asian Legal Insights

- ① PPP 事業を実施しようとする政府機関（「実施政府機関」）が、当該 PPP 事業に関する事業性調査を行った上で、この調査結果を踏まえた事業提案を、実施政府機関の大臣に対して提出する
- ② 実施政府機関の大臣は、事業提案の提出を受けてから 60 日以内にその内容を検討し、提案された PPP 事業の承認の可否を決定する
- ③ 実施政府機関の大臣が承認した場合には、実施政府機関は、この事業提案を、国営企業政策局（State Enterprise Policy Office）（「SEPO」）に対して提出する
- ④ SEPO は、事業提案の提出を受けてから 60 日以内にその内容を検討し、提案された PPP 事業の承認の可否を決定する
- ⑤ SEPO が事業提案を承認した場合には、この事業提案は SEPO から PPP 政策委員会へと提出され、PPP 政策委員会が最終的な当該 PPP 事業の承認の可否を決定する

対象事業の承認プロセスは、従来の旧 PPP 法の下では約 2 年の期間を要していましたが、上記の PPP 法において新たに定められた承認プロセスにより、7 ヶ月から 12 ヶ月程度に短縮されることが予定されています。

(5) 民間事業者の選定プロセス

民間事業者の選定は、原則として入札手続により行われることとされています。民間事業者の選定プロセスの概要は以下のとおりです。

- ① 実施政府機関は、民間事業者との間の共同開発契約に関する交渉及び民間事業者の選定等を行う選定委員会（Selection Committee）を設置し、選定委員会の承認を得て、民間事業者に対して入札手続に関する通知を行う
- ② 選定委員会による民間事業者の選定及び民間事業者との間の共同開発契約に関する交渉が終了した後 15 日以内に、選定委員会は、(i)SEPO に対して選定結果を報告するとともに、(ii)法務局に対して共同開発契約を提出する
- ③ (i)SEPO は、報告を受けてから 45 日以内に、実施政府機関の大臣に対して、選定結果に関する意見を報告し、(ii)法務局は、共同開発契約の提出を受けてから 45 日以内に、共同開発契約の審査を終了し、実施政府機関の大臣に対して、審査済みの共同開発契約を提出する
- ④ 実施政府機関の大臣は、③(i)の報告及び③(ii)の提出を受けてから 30 日以内に、内閣に対して、民間事業者の選定結果及び共同開発契約に関する意見を報告する
- ⑤ 内閣が民間事業者の選定結果及び共同開発契約を承認した場合には、実施政府機関は、民間事業者との間で共同開発契約を締結する

MHM Asian Legal Insights

弁護士 武川 文士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-633-8351 (バンコク)

✉ seiji.akimoto@mhmjapan.com

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-633-8350 (バンコク)

✉ hidetomo.futami@mhmjapan.com

弁護士 茨木 雅明

☎ +66-2-266-6485

(バンコク Chandler & Thong-ek
法律事務所出向中)

✉ masaaki@ctlo.com

✉ masaaki.ibaragi@mhmjapan.com

今月のコラムーインド駐在あるあるー

まだまだ我々日本人には未知の部分が多い神秘の国インド。今回は、インドの知られざる、しかしインド駐在を経験すると誰もが知ることになる「インド駐在あるある」をお届けしたいと思います。



1 インドでは歯を磨くだけで腹を壊す

インドで「水」の話になると必ず出てくるフレーズです。ただ、実際には、その人の体質や体調、そして存外気持ち（恐怖心）にも左右されるような気がしています。よって、必ずしも真ならず。もっとも、インドで歯を磨く時にミネラルウォーターを使う駐在員の方は少なくありません。さらに、インドの水に恐怖心を抱きすぎている人は、たとえ自宅であっても必ず水中メガネを装着してシャワーを浴びます。都市伝説かと思いきや実話です。真逆にガンジス川で沐浴するような無鉄砲な人もいたりします。

2 インドの交通標識は日本と意味が異なる

としか思えないことが多々あります。まず、インドにも信号は存在します。色はやはり青と赤です。なので、その意味も本来は日本と同じ筈です。しかし、道路を見ていると、インドではどうも信号は「赤」のとき、かつ「車」に対してしか意味を有していないかのようです（しかも、車に対する赤信号は「停まってもよい」の意のように思えます）。必然的に交通はカオスです。インドで道路を横断する時は、信号にかかわらず、相手（車やバイク）を目で制しながら、決して走らずに、悠然と渡ることが肝要です。



また、車線境界線には「跨いで走行すべし」という意味があるかのようです。よって、インドでは日本でいう2車線の道路に車が3~4台ひしめき合い、互いにブーブー言い合う熱気に溢れた光景が繰り広げられます。こうした光景からも大きく経済成長を遂げているインドのパワーを肌で感じ取ることが出来ます。

ることが出来ます。

MHM Asian Legal Insights

3 インドでの車の運転方法を日本でそっくりそのまま行くとトラブルになる本当です。インドでは、「クラクション」は「鳴らしながら走るもの」、「車間距離」は前の車との間で「空けておかなければならない距離」ではなく「詰めなければならぬ距離」（なぜぶつからないのかが摩訶不思議）、「ハイビーム」と「パッシング」は夜間の運転で「競って使うべきもの」と見間違ってしまうかのようです。同じことを日本でやったら必ずトラブルになること請け合いです。他方、インドではトラブルになる状況はあまり見かけません。我々には分からない「あ・うん」の呼吸があるようです。

なお、幹線道路沿いに住むと朝はクラクションの音で目覚めることができます。目覚まし時計をセットする必要がなくなりとっても便利です。

4 インド料理を食べると蚊に刺されない
真偽の程は定かではありませんが、インドに一定期間滞在してインド料理を順調に摂取し、体内に一定程度のインド香辛料が蓄積されると蚊に刺されなくなると言われています。実際、私もあるとき以降インドで蚊に刺された記憶がほとんどありません。「蚊に刺されているようだまだまだだね。」などといった用法で用いられます。



インドは、こうした駐在あるあるのネタに事欠かない国です。もっとも、振り返ってみるといづれも微笑ましく思い返されるのが不思議なところ。神秘の国の懐の深さのなせる業、でしょうか。

(弁護士 臼井 慶宜)

セミナー・文献情報

- セミナー 『海外子会社の管理実務セミナー：外国競争法・外国公務員贈賄規制編』

開催日時 2015年7月2日(木) 13:30~17:15

講師 宇都宮 秀樹

主催 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部
- セミナー 第8回シンガポール・ビジネスロー研究会『ミャンマーのティラワSEZにおける規制緩和：輸入・販売の実質的解禁』

開催日時 2015年7月6日(月) 14:30~16:00 (受付開始 14:00)

開催場所 シンガポール

MHM Asian Legal Insights

講師 武川 丈士

主催 森・濱田松本法律事務所

お申込方法：下記 URL より詳細確認・参加登録をお願い致します。

<https://www2.mhmjapan.com/ss/detail/singapore8/?a=o0klxqhq>

- セミナー 第8回バンコク・ビジネスロー研究会『タイのM&Aの実務-JVを中心に』

開催日時 2015年7月6日(月) 15:00~17:00 (受付開始 14:30)

開催場所 バンコク

講師 秋本 誠司、二見 英知

主催 森・濱田松本法律事務所

お申込方法：下記 URL より詳細確認・参加登録をお願い致します。

<https://www2.mhmjapan.com/seminar/detail/bangkok8/?a=06t5d08y>

- セミナー 『現地報告 インドネシア法務の最新事情 ~近時の外資規制に関する注意点、現地での労働問題の実態を踏まえた対応策、最新法改正を現地駐在弁護士が解説~』

開催日時 2015年7月17日(金) 13:30~16:30

講師 竹内 哲

主催 株式会社経営調査研究会

- 論文 「アジア不動産取得に関する実務上の留意点 1.インドネシア編」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol. 25 May-June 2015
著者 梅津 英明、埴 晋 (共著)

NEWS

- The Sixth Edition of Best Lawyers in Japan にて高い評価を得ました。

Best Lawyers (ベスト・ロイヤー) による、The Sixth Edition of Best Lawyers in Japan に当事務所の弁護士 57 名が選ばれました。このうち、当事務所のアジアプラクティスグループに所属する弁護士は以下のとおりです。

内田 晴康	米 正剛	射手矢 好雄	佐藤 正謙
中村 聡	石本 茂彦	江口 拓哉	高谷 知佐子
三好 豊	大石 篤史	飛松 純一	松村 祐土
武川 丈士	鈴木 克昌	石川 直樹	小野寺 良文
小松 岳志	眞鍋 佳奈		

また、石綿 学 弁護士が Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law 分野にて「Lawyers of the Year」に選ばれました。

MHM Asian Legal Insights

- 日本経済新聞にて、小野寺 良文 弁護士のインタビュー記事が掲載されました。2015年6月8日付、日本経済新聞 15面『知財戦略ここに注目（10）海外での模倣品被害—行政、刑事手続きで差し止め（終）』と題した記事において、小野寺 良文 弁護士のインタビュー記事が掲載されました。
- ALB Japan Law Awards 2015にて Best Southeast Asia Practice Law Firm of the Year 等を受賞しました。
トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) による ALB Japan Law Awards 2015において、当事務所は Japanese Deal Firm of the Year、Japan Law Firm of the Year 及び Best Southeast Asia Practice Law Firm of the Year を含む、8 カテゴリーで受賞しました。
- Financial Times 紙による、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report の FT Law 25 Asia-Pacific Headquartered Law Firms にて 3 位に選ばれ、Corporate & Commercial 分野及び Finance 分野にて高い評価を得ました。
Financial Times 紙は、2015年6月11日に、2年目となる Asia-Pacific Innovative Lawyers Report を発表し、当事務所は、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report の FT Law 25 list of Asia-Pacific Headquartered Law Firms で 3 位に選ばれました。これは、オーストラリアの 2 つの事務所に次ぐ順位であり、日本を含む他のすべてのアジアの法律事務所を大きく上回る順位でした。また、当事務所は Corporate & Commercial 及び Finance の両分野での業務について、5 つの案件 (standout ランク 1 件及び highly commended ランク 2 件を含みます。) で高評価を得ました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com